

GLU-No. 10 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウムに係る 食品健康影響評価について

1. 趣旨

「GLU-No. 10 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム」については、平成 31 年 4 月 8 日付けで味の素株式会社から、遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、L-グルタミン酸ナトリウムの生産能力を高めるため、*Pantoea ananatis* No.359 株由来の突然変異株を宿主として作製された GLU-No.6 株（平成 27 年、食品健康影響評価終了）を基に、内在性遺伝子上流のプロモーター配列の改変及び内在性 L-グルタミン酸代謝関与遺伝子の欠失導入等し、L-グルタミン酸の生産能力を向上させた GLU-No.10 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウムである。GLU-No.10 株は、抗生物質耐性マーカー遺伝子を有さない。

3. 利用目的及び利用方法

本品目の利用目的や利用方法は、従来の L-グルタミン酸ナトリウムと相違ない。

4. 備考

申請者は、本申請品目については、

- ・食品添加物公定書規格を満たしていること、
- ・非有効成分が有意に増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有しないこと

から、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（平成 16 年 3 月 25 日 食品安全委員会決定）」附則）の要件を満たすとしている。